

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第452号)

平成18年4月24日

横情審答申第452号

平成18年4月24日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成18年1月19日福障福第10975号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成14年7月に特別障害者手当の未支給分（86ヶ月分）についてを過去に遡及して支払うよう求めた審査請求書に対する処分庁としての裁決書」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成14年7月に特別障害者手当の未支給分（86ヶ月分）についてを過去に遡及して支払うよう求めた審査請求書に対する処分庁としての裁決書」の個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成14年7月に特別障害者手当の未支給分（86ヶ月分）についてを過去に遡及して支払うよう求めた審査請求書に対する処分庁としての裁決書」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成17年10月5日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第3項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

「処分庁としての裁決書」は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）上、処分庁（横浜市長）による作成義務及び権限はない。よって、本件個人情報は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、存在しない。

また、平成17年12月14日付で異議申立人（以下「申立人」という。）にあてた「異議申立てに係る確認について（通知）」に対する回答において、申立人が「処分庁としての裁決書」として開示を求めているものは、処分庁から審査庁へ提出されたと思われる弁明書であることを確認したが、弁明書についても、審査庁である神奈川県知事から提出を求められておらず、したがって、作成しておらず、保有していないため、存在しない。

以上のことから、本件の対象となる個人情報のうち、処分庁としての裁決書及び弁明書については、作成し、又は取得しておらず、保有していないことから条例第25条第2項に基づき、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次

のように要約される。

- (1) 異議申立てにかかわる処分を取り消す、との決定を求める。
- (2) この度の個人情報非開示決定通知書については、以下のとおり不当であるものと思料するので異議申立てをする。
- (3) 審査庁（神奈川県知事）へ提起した審査請求書の資料にあるように、本件について当時、横浜市福祉局障害福祉部障害福祉課（平成 18 年 4 月 1 日以降は、健康福祉局障害福祉部障害福祉課。以下「横浜市障害福祉課」という。）では、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。）に過去へ遡及できるという条文が無いから、遡及できないとの見解があったが、横浜市にも同様のケースが多数顕在することは当時でも容易に推定できた。
- (4) 現に、平成 17 年 10 月 5 日に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課（以下「厚労省企画課」という。）手当係の担当官へあらためて問い合わせをしたところでは、本件と同様のケースについての相談や苦情等が同係へ全国から多数寄せられているとのことであり、あらためて本件について調べてもらおうと、特別障害者手当の未支給分を過去へ遡及して支給できないという法は無いとのことである。
- (5) 同様に、横浜市市民局広報相談部広聴相談課（当時。平成 18 年 4 月 1 日以降は、市民活力推進局広報相談サービス部広聴相談課）市民の声担当係長も、国と同じく本件については過去へ遡及して支給できないという法は無いとの見解である。
- (6) 折しも、平成 17 年 11 月 29 日には、本件と同じではないが、同様な事例で、国の説明ミスのために、未支給となっていた年金が過去へ遡及して支払うよう命じた判決が東京地裁であった。これは、内容的には本件と全く同一と考えて良いと思うものである。
- (7) このたびの異議申立ては、特に、審査庁で棄却した裁決について、国及び市の担当官から新見解を得られたこと、かつ、同様の事例についての訴訟についての判決が東京地裁よりでたので、改めて異議申立てをすると同時に処分庁としての裁決を求め、当該金額の支払いを請求するものである。
- (8) なお、本制度（特別障害者手当の支給制度）の存在を初めて知った平成 14 年 3 月に厚労省企画課へ電話したところ、担当係長（当時）は本件が担当職員（私の担当ケースワーカー）のミスであることをはっきりと示唆し、「当職員のミスは管理監督責任者である横浜市長の責任である」ことを言明された。
- (9) 非開示とする根拠として条例第 25 条第 2 項に該当とあるが、本件に関する提起は

平成14年に行われているので、条例第25条第2項に該当即ち、保存期間（5年）経過により廃棄済みであり、保有していないことは、条例に反しているものであると思料する。

これまで提起して非開示となった本件を含む3件はいずれも条例第25条第2項に該当とのことでいわゆる保存期間（5年）経過により、廃棄焼却処分の対象となり非開示となっている。しかし、請求者本人が未だ健在でかつ横浜市民であるならば、少なくとも生存（市民として）している間、もしくは、現行の保存期間の延長など何らかの方法で保存する手だてを検討すべきと提案する。

- (10) 横浜市障害福祉課担当係長は、本件については処分庁は、裁決する立場に無いことから、裁決書は作成していないと述べているが、これは裁決書作成以前の問題であり、ここに改めて本件についての横浜市長としての裁許を願うものである。

5 審査会の判断

(1) 特別障害者手当について

実施機関は、法第26条の2の規定に基づき20歳以上の重度障害者に特別障害者手当を支給しており、要件として、日常生活に常時特別の介護を必要とすること、施設に入所していないこと、3か月以上病院等に入院していないこと、毎年の所得が一定基準以下であること等がある。特別障害者手当を支給する障害の目安は、身体障害者手帳1・2級程度の異なる障害が重複していること等で、基準となる障害が2つ以上あるか、それと同等以上の状態であることとされている。

実施機関が行う特別障害者手当の支給に関する事務の申請窓口は、区福祉保健センターサービス課であり、申請者が当該手当の認定を受けた場合、申請者は申請日の翌月分から当該手当の支給を受けることとなる。また、実施機関が行った特別障害者手当の支給に関する処分についての不服申立ては、神奈川県知事に審査請求するものとされている。

(2) 本件個人情報について

本件個人情報は、申立人が「平成14年7月に特別障害者手当での未支給分（86ヶ月分）についてを過去に遡及して支払うよう求めた審査請求書に対する処分庁としての裁決書」と個人情報本人開示請求書に記載し、開示請求を行ったものである。

また、平成17年12月14日付で実施機関が申立人にあてた「異議申立てに係る確認について（通知）」に対する回答において、申立人が「処分庁としての裁決書」として開示を求めているものは、処分庁から審査庁へ提出されたと思われる弁明書で

あることが確認されている。

そこで、当審査会においては、本件個人情報を当初申立人が開示請求した「処分庁としての裁決書」のほかに、異議申立て後に申立人が主張する「処分庁から審査庁へ提出されたと思われる弁明書」も含めて、そのそれぞれの存否を検討する。

(3) 本件個人情報の不存在について

ア 実施機関は、「処分庁としての裁決書」は、行政不服審査法上、横浜市長による作成義務及び権限はないため、本件個人情報を作成し、又は取得しておらず、保有していないとしている。また、「処分庁から審査庁へ提出されたと思われる弁明書」についても、審査庁である神奈川県知事から提出を求められていないため、本件個人情報を作成しておらず、保有していないとしている。

イ 当審査会では、前述の実施機関の主張について、以下検討する。

まず、「処分庁としての裁決書」の存否についてであるが、申立人は、「平成14年7月に特別障害者手当の未支給分（86ヶ月分）についてを過去に遡及して支払うよう求めた審査請求書に対する処分庁としての裁決書」と個人情報本人開示請求書に記載して、開示請求を行っている。申立人からの異議申立書添付資料及び実施機関からの非開示理由説明書を見分したところ、申立人が平成14年7月31日に審査庁（神奈川県知事）に対して同年5月31日付で横浜市長の行った法に基づく特別障害者手当認定処分に対する審査請求を提起し、同年9月19日付で審査庁から審査請求人（本件申立人）あて裁決がなされていることが認められる。また、行政不服審査法第41条第1項には「裁決は、書面で行い、かつ、理由を附し、審査庁がこれに記名押印しなければならない。」として、審査請求に対する裁決は審査庁が行うものとされている。したがって、申立人が開示を求める「処分庁としての裁決書」は処分庁である横浜市長には作成義務及び権限はないことから、本件個人情報を作成し、又は取得しておらず、保有していないとする実施機関の主張に不合理な点は認められない。

ウ 次に、「処分庁から審査庁へ提出されたと思われる弁明書」の存否についてであるが、行政不服審査法第22条第1項によれば「審査庁は、審査請求を受理したときは、審査請求書の副本又は審査請求録取書の写しを処分庁に送付し、相当の期間を定めて、弁明書の提出を求めることができる。」とされていることから、審査庁（神奈川県知事）は処分庁（横浜市長）に弁明書の提出を求めることができることとなっている。しかしながら、実施機関は非開示理由説明

書において、審査庁から弁明書の提出を求められていないとしている。

当審査会においてその真偽を実施機関に確認したところ、弁明書の提出を求めておらず弁明書は存在しないとの神奈川県保健福祉部障害福祉課長からの回答を受けていることが認められた。したがって、弁明書を作成しておらず、保有していないとする実施機関の主張に不合理な点は認められない。

また、実施機関によれば、障害福祉のあんない1994（平成6年7月横浜市福祉局障害福祉部編）を抜粋した表紙、目次、障害程度別該当事業一覧（1、2ページ）及び手当・年金・奨学金の項のうち特別障害者手当を含む手当の部分（51から53ページ）を平成14年9月10日付で神奈川県知事に対して任意提供したとしているが、これが弁明書に当たらないことは明らかである。

エ なお、申立人は、異議申立書において、改めて処分庁としての裁決を求め当該金額の支払を請求すると主張し、意見書においても、ここに改めて本件についての横浜市長としての裁許を願うものであると主張するが、このような主張は情報公開制度において当審査会が判断すべきものではない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 島田 茂、委員 池田陽子、委員 高見沢 実

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年1月12日	・第二部会で審議する旨決定
平成18年1月19日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成18年1月20日 (第17回第三部会) 平成18年1月26日 (第77回第一部会) 平成18年2月10日 (第78回第二部会)	・諮問の報告
平成18年2月10日 (第78回第二部会)	・審議
平成18年2月24日 (第79回第二部会)	・審議
平成18年3月2日	・異議申立人から意見書を受理
平成18年3月10日 (第80回第二部会)	・審議
平成18年3月23日 (第81回第二部会)	・審議